

就学費用の支援について

犬山市教育委員会

犬山市では、経済的な理由で小中学校に通学させるのにお困りの保護者の方に就学費用を援助し、児童生徒に円滑に教育を受けていただくための制度を設けています。援助内容は、学用品費や給食費などの就学費用の一部が対象となります。

この制度を希望する方は、在籍する小中学校または学校教育課窓口にて「就学援助費支給申請書」を用意していますので、必要事項を記入し提出してください。就学援助についてご不明な点がありましたら、犬山市教育委員会学校教育課または在籍する小中学校へお問い合わせください。

1. 就学援助の対象となる方

犬山市に住んでいて、市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、次のどちらかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護に準ずる程度に経済的に困っている方

就学援助の認定には、申請者世帯の所得状況を確認し、同一世帯の方全員(※1)の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。

次表は所得基準を満たす収入額等の目安の一例です。所得基準は、世帯構成・人数・年齢などにより異なりますので、ご注意ください。

世帯構成(例)		給与所得者(世帯全員)の収入額	総所得金額(※2)	支給額(例) (令和5年度実績)
3人世帯	親(父または母)1人、子2人	約415万円	約288万円	小学校2年生 …約18,000円+給食費分
4人世帯	両親、子2人	約490万円	約348万円	中学校2年生 …約37,000円+給食費分

(※1)「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

(※2) 総所得金額は、給与所得のみの方は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。

2. 就学援助内容

支給額には、上限があるため一部支給となるものがあります。

支給費目	対象学年		備考
	小学校	中学校	
学用品費	全学年	全学年	
通学用品費	2～6年	2～3年	
新入学児童生徒学用品費	1年	1年	4月から認定された方のみ
校外活動費(宿泊を伴うもの)	参加者	参加者	
修学旅行費	6年参加者	3年参加者	生活保護受給者は修学旅行費のみ
学校給食費	全学年	全学年	
PTA会費	全学年	全学年	
生徒会費	—	全学年	
卒業アルバム費	6年	3年	令和7年3月1日時点での対象者及びアルバム購入者
オンライン学習通信費	全学年	全学年	インターネット回線契約確認のため契約書等の提出が必要

3. 申請手続き

1. 申請期間・援助対象期間

項目	申請期間	認定された場合の援助対象期間
初回受付分	4月末まで	4月1日～3月31日
随時受付分	5月以降	申請日～3月31日

2. 申請書類

(1) 就学援助費支給申請書

学校教育課窓口、小中学校で配布しています。

スマートフォン、パソコンで手続きができる電子申請が便利です



(2) 添付書類：下の表に該当する人は、申請書と合わせて書類を提出してください。

対象者	必要となる書類
令和6年1月2日以降に犬山市に転入した方	『令和6年度課税証明書』 ※令和6年6月1日以降に前住所地の市町村で取得して下さい ※同一世帯で、令和5年1月から令和5年12月までに収入のあった方は全員分必要です ※4月から申請可能ですが、6月以降速やかに提出してください
無職の方・失業した方	離職証明書、雇用保険受給資格者証など無職であることを証明する書類 ※配偶者の扶養に入っている場合は除きます

※提出書類に不備があった場合は、学校教育課から申請者に連絡します。

なお、不備の修正をしない場合や書類の提出がない場合は、審査できません。

3. 申請後のながれ

7月中旬に審査結果を通知、8月以降に支給を行います。詳細は、認定後にお知らせします。

4. 申請先

犬山市教育委員会 学校教育課（市役所 3階）または 在籍する小中学校

4. 注意事項

- この制度を希望する方は、毎年度申請が必要です。令和5年度に認定を受けている方であっても、継続して希望する場合は申請を行ってください。
- 就学援助を受ける場合にも、学校からの集金は必ずお支払いください。就学援助費は事後払いになり、学校指定口座に振り込みをします。
- 学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当します。
- 収入がなかった方も、就学援助の認定を受けるために市民税、県民税の申告を行ってください。未申告の方がいる場合は、審査をすることができませんので、ご注意ください。
- 就学援助認定後に世帯状況が変わる場合（結婚や転居、世帯員の増加等）は、すみやかに学校教育課までご連絡ください。
- 申請内容に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。

■担当課 犬山市教育委員会 学校教育課（市役所3階）

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

電話：0568-44-0350